

第1期御船町社会福祉協議会 地域福祉活動計画

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・目的

本町においては高齢化が急速に進んでいく中で、平坦地、中山間地ごとの生活課題は多様化・複雑化し、高齢者や障がい者、子育て世帯に対して各々の制度の中で個別に対応していくだけでは、十分に応じられない状況が生じており、福祉のあり方も大きく変わっていく必要があります。

町社会福祉協議会では、地域福祉を推進するために、「第1期御船町地域福祉計画」に沿って、御船町と連携した取組を進めてきました。本計画は現在の御船町の地域の実情に沿った計画となるように、「地域で互いに支えあい、安心して暮らせるまちづくり」を目指して、策定したものです。

本計画が地域住民はもちろん、行政区などの住民組織をはじめ、学校や福祉施設等を含めた関係機関に理解され、それぞれの主体が地域福祉活動に取り組んでいけるよう、計画の推進を図っていきます。

2 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第109条の規定に基づく町社会福祉協議会の活動計画として策定するものです。

御船町においては、地域福祉を推進する基本計画として御船町地域福祉計画を策定しています。今回策定する御船町社会福祉協議会地域福祉活動計画は、御船町における地域福祉計画の基本理念や取組の方向性を示すものであり、地域福祉を推進する中で町社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されています。

このため、地域に住む一人ひとりが安心して自立した生活を送ることができるよう、両計画を一体的に策定し、御船町と町社会福祉協議会の連携はもとより、その役割分担を明確にしています。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

なお、計画期間においては計画の進捗状況や成果について検証し、状況に応じて3年から5年の間で見直しを行うものとします。

4 計画策定に向けた体制と取組

○御船町との連携

近年、地域社会を基盤とした保健福祉サービスを総合的・計画的に推進することが求められています。これらのサービスのほか、地域福祉の推進に関する取組をより効率的かつ合理的に進めるために、御船町と連携して計画を策定しました。

○町社会福祉協議会における検討

町社会福祉協議会において検討チームを結成し、関係部署との調整を図りながら、施策の検討を行いました。

○地域別ワークショップ

平坦地と中山間地での生活課題やニーズを把握し、町社会福祉協議会の事業をより活性化するための取組を検討するために、福祉活動を行っている方に参加していただき、町社会福祉協議会職員、町職員とともにワークショップを行いました。

○町社会福祉協議会職員によるワークショップ

地域での生活課題やニーズを把握し、町社会福祉協議会の事業をより活性化する取組を検討するために、町社会福祉協議会職員によるワークショップを行い、地域の課題を話し合い、職員全体で、今後の目標の共有を図りました。

○地域福祉活動計画策定に関する審議

御船町が設置した「御船町地域福祉計画策定委員会」のなかで、本計画についても審議を行いました。

第2章 地域課題の抽出

地域福祉計画、地域福祉活動計画を策定するに当たり実施した町民意識調査（平成25年度）と平坦地、中山間地の地域別ワークショップの結果を基に、地域課題について整理しました。

地域と小学校区の関係

地域	小学校区
1 平坦地	御船小学校区 滝尾小学校区 木倉小学校区 高木小学校区 小坂小学校区
2 中山間地	(旧)水越小学校区 (旧)七滝小学校区 (旧)上野小学校区 (旧)田代東部小学校区 (旧)田代西部小学校区 (旧)袴野小学校区

1 平坦地域

<町民意識調査より>

- 「近所づきあい」の程度として「頼みごとをし合う」以上のつきあいは4割程度で、「あいさつする程度」が半数をこえており、浅い近所づきあいの状況にあるといえます。
- また、地域の課題としては、最も多いものでも「交通環境の整備」が2割強にとどまっています。以下、2割弱で「地元での雇用のなさ」、「買い物の不便さ」、「地元産業の衰退」、「地域でのまとまり、助け合い」などが続いており、地域課題が分散しているといえます。

<ワークショップでの意見>

- 町民意識調査でみた「近所づきあい」や「交流の少なさ」、「交通、買い物の不便さ」といった課題以外にも、「災害対策」の遅れを指摘する声がありました。

ワークショップでの主な意見	
住民のまとまり	○アパートが増え、近所づきあいがなくなっている。 ○地域行事に参加する人が限られる。 ○高齢者と中・若年者の交流が少ない。
高齢者福祉	○認知症と思われる人、その家族への支援は足りているのか。 ○高齢者が楽しめる行事が少ない。 ○地域サロンに男性の参加が少ない。
買物	○高齢者の買い物ができにくい。
交通	○独居老人の交通手段を考えて欲しい
防災・防犯	○地域における自主防災組織はできたが、中身はまだできていない

	<p>○防災の器具や設備の点検までできていない。</p> <p>○街路灯がなく、夜間は危険</p> <p>○子どもの遊び場が少ない。</p>
--	--

2 中山間地域

<町民意識調査より>

- 「買い物の不便さ」を半数の住民があげ、商業の衰退に伴い、高齢者が多いこともあって、買い物難民が多いことをうかがわせます。
- 「交通環境の整備」も3割みられ、町内外への移動の不便さを感じていると思われます。
- 「一人暮らしの高齢者の暮らし」を心配する意見も3割弱みられ、平坦地と異なり、高齢者の生活課題が多くあげられています。

<ワークショップでの意見>

- 高齢者の单身、夫婦世帯の今後を心配する声が多く、買い物や通院など生活が成り立っていくのか、不安視する意見が多くあげられました。

ワークショップでの主な意見	
高齢者福祉	<p>○高齢者夫婦の今後が心配</p> <p>○高齢者の一人暮らしが多い</p> <p>○地域サロンに男性の参加が少ない</p>
買物	<p>○商店がない。</p> <p>○移動販売バスや買物代行を知らない</p>
交通	<p>○交通が不便で買い物に行けない</p> <p>○病院に行けない</p>
地域文化	○祭りなど地域行事を続けることが難しくなっている。
防犯・防災	○日中、高齢者だけになることが多い

第3章 これまでの活動評価

本計画を策定するに当たって、平成25年度に実施した各事業の担当者向けの評価アンケートと地域別ワークショップの結果をもとに、平成19年策定の地域福祉計画において、社会福祉協議会の役割として位置付けられた4項目についての課題を明らかにしました。

1 行政や地域住民、社会福祉事業者等を結ぶキーステーションの役割

【課題】

- ① 小地域見守りネットワークが必要な高齢者の多い中山間地で、人口減と高齢化によって、取組み自体が難しくなっており、現事業の見直し、サービスの再構築が必要と思われる。
- ② 実態調査を行っているが、要保護世帯、在宅介護高齢者が表出しにくいケースが残っている。
- ③ 認知症等、判断能力の低下のある人が増えることが予想され、権利擁護のための専門員、生活支援員の増員が望まれる。
- ④ 日赤社費や共同募金については、地域福祉活動に必要であり、町民への周知と理解に努める。
- ⑤ 介護予防事業について、今後の増加が見込まれ、会場確保、実施回数の見直し、介護予防サポーターの参加が必要である。
- ⑥ 中山間地において、高齢者の外出や買い物に支障が出ており、対策が必要である。

事業名	現状	課題
小地域見守りネットワーク事業	55囑託区で実施。緊急安心カード設置のみの囑託区もわずかにある。	中山間地では取組み自体が難しい地域もある。
要援護者の実態把握	民生委員の協力を得て、実態調査を実施。	要保護世帯や在宅介護高齢者は表出しにくい世帯もある。
地域福祉権利擁護事業	認知症等、判断能力の低下がある方の擁護事業。	年間利用者6名だが、今後、利用者の増加が見込まれる。
日本赤十字	5～6月に日赤社員募集強化月間とし、奉仕員の協力により社員の増強を図り、社費を徴収している。	目標額の163%徴収しており現状維持。
共同募金事業	赤い羽根募金、歳末助け合い募金を共同募金奉仕員の活動により実施。	目標額の200%を徴収しており、現状維持。
在宅介護高齢者見舞金	要介護3以上、または概ね同程度の介護負担と想定される世帯に民生委員の協力のもと調査を行い、民生委員を通じ、お見舞金を支給している。	対象世帯の確実な把握を行っている。

要保護世帯見舞金	生活保護世帯を除いた、生活保護世帯と同程度の世帯に対し、民生委員の協力のもと調査を行い、民生委員を通じ、お見舞金を支給している。	表出しにくい世帯であり、民生委員との連携強化を図る。
生活福祉資金事業	貸付対象とならない生活費の相談も多い。他制度の情報を提供し、他機関と連携し、支援を行っている。	相談者の実情に応じた支援を行う。
ひとり親世帯児童生徒入学祝金	ひとり親家庭の小学校入学児童、中学校入学生徒にお祝い金の支給を行っている。	事業としての効果の検証。
災害見舞	災害が発生した場合の救援物資、見舞金を配布。初盆世帯に供物品を配布。	大災害時での資金不足及び備蓄食庫不備。
車椅子無料貸し出し	必要な方に、短期間無料で貸し出しを行っている。	休日、祭日の貸し出し方法を検討。
心配ごと・法律相談事業	弁護士、人権擁護委員、行政相談委員を相談員として、無料で応じている。	対応時間に制限があり、一日8名まで対応可能。
配食サービス事業	毎週水曜日に夕食を一食300円の自己負担、民生委員からの申し込みで実施し、安否確認の機能も果たしている。	高齢者の安否確認の手段として今後も継続。
介護予防事業	参加者の体力測定の結果からも予防効果が高く、介護保険サービス利用の減少に貢献しているといえる。	今後は参加者の増員が予想され、会場確保、実施回数の見直し、参加者支援の介護予防サポーターの増員。
介護予防事業送迎サービス	元気クラブ、いきいきトレーニング教室の参加に際し、遠距離、体調不良者を対象に、シルバー人材センターに委託し、送迎サービスを行っている。	送迎サービスの需要拡大に備える。
中山間地外出支援サービス	路線バスが廃止、運行していない地区の高齢者は外出に苦労している現状がある。	制度上、単独事業としての実施が困難である。
社協会費	社協会員としての意識の向上と自主財源確保を目的として会費を徴収している。	広報活動の強化を図る。

2 福祉に関する情報収集・提供

【課題】

- ① 町民意識調査の結果によると、社会福祉協議会や他の福祉団体の名前や活動内容に関する認知がすすんでいない。
- ② 福祉に関する関心のある町民も、30歳代以下では半数に及ばず、関心度も向上が望まれる。
- ③ 「社協だより」や「事業パンフレット」については作り方や、配布方法、配布数の見直しが必要である。
- ④ 行政区の集まりやイベントなどの時には、福祉関連の話題づくりも検討する必要がある。

事業名	現状	課題
社協だよりの発行	毎年、年3回全戸に配布。	社協活動の認知・理解が浅い。 発行回数の増を検討。

3 住民の交流の場づくり

【課題】

- ① 在宅介護者のつどいは、日中、家を空けにくい人の集まりであるため、参加者が集まりにくい状況になっている。開催方法の検討が必要である。
- ② 福祉に関する関心のある町民も、30歳代以下では半数に及ばず、関心度も向上が望まれる。
- ③ 参加困難者が増えつつあり、協力者の確保が必要である。また社会福祉協議会のワークショップでは、新しい参加者が増えず、サロンでの実施内容も魅力が薄れているという発言があり、新しいメニューづくりが望まれる。

事業名	現状	課題
在宅介護者のつどい	民生委員を通じて、在宅介護高齢者の家族に案内し、日帰り旅行を実施している。担当ケアマネージャーとも調整して参加につなげている。	参加者が伸び悩んでいるため、介護者が日中短時間の参加が可能となるよう、開催方法を検討。
コミュニティセンター指定管理	利用料を徴収し、施設運営を行っている。多様な人、団体の利用による活動推進に役立っている。	施設活用に関する周知不足の解消。老朽化のため改修が必要。
サロン協力助成事業	72嘱託区に66サロン設置。	会場へのアクセスや設備の状況で参加困難者が増えつつある。また協力者の確保など活動存続のための工夫が必要。

4 福祉ボランティアの人材発掘・確保等

【課題】

- ① ボランティアの調整、斡旋などの実績が上がっていない。今後、一層のボランティアの育成と組織の活動を支援に取り組むことが必要と思われる。
- ② 学校教育課からは、小学生に対するボランティアスクール、中高生向けのワークキャンプなど、全児童・生徒が参加できるように求められている。福祉教育の観点からも受入れ機会の増加が望まれる。
- ③ 中山間地での見守り活動に困難さがあり、今後も福祉協力員の増加や活動に大きな期待が寄せられる。

事業名	現状	課題
ボランティアセンターの運営	ボランティア連絡協議会と協力し、ガイドブック等を作成。またボランティア活動の情報提供と斡旋・調整等、またボランティアの研修参加計画を行っている。	ボランティアの調整・斡旋件数が伸び悩み、町民への周知が必要。専任職員の配置。
ボランティア団体助成事業	町内のボランティア活動を行う団体のボランティア事業に対して助成を行っている。	各団体への活動支援のため、今後必要。
児童青少年福祉事業	ボランティア協力校への助成を行い、各学校と連携を取りながらボランティア活動を支援している。	全児童・生徒が参加できないため、全児童、全生徒の参加機会が求められている。
福祉協力員設置事業	現在50名の福祉協力員を設置。民生委員と協力し、サロンや見守り、安否確認の活動がなされている。社協では研修も企画し、スキルアップも支援している。	地域の福祉活動の推進を図るため、全嘱託区に配置。

第4章 地域福祉活動計画の目指す姿

1 計画の基本理念

現在、地域内では急速に進む高齢化とそれに伴い多様化する生活課題に対して、地域住民とあらゆる機関、団体が地域の変化や困りごとに関心を持ち、地域の一員として課題の解決に積極的に関わっていくことが求められています。

住み慣れた地域で安全、安心に暮らしていくために、同じ地域に暮らす住民一人ひとりがお互いを理解しあい、地域の中で支援が必要な人に気づき、隣近所といった身近な方たちによる住民の相互の助け合いが活性化されることが必要です。

社会福祉協議会の今後5年間の活動計画は、こういった地域内での活動を間接的、直接的に支援、実施していく計画です。

このため、基本理念を「地域で互いに支え合い、安心して暮らせるまちづくり」として設定し、関係機関・団体、行政と連携して活動をすすめていきます。

基本理念

地域で互いに支え合い、安心して暮らせるまちづくり

2 計画の基本目標

基本理念の実現を目指して、以下の5つの基本目標を設定し、共に支え合う住みよいまちづくりを目指します。

基本目標Ⅰ 地域とのかかわりを強化し、地域の課題を地域で解決する仕組みづくりをすすめます。

町社会福祉協議会では、地域における地域福祉活動への取組について、小地域（行政区単位）を核とした地域の支え合い活動を推進するための支援を実施してきました。

小地域にはそれぞれの地域課題があり、その解決のために、町社会福祉協議会の役割として、住民相互の対話や交流を通して地域で支え合い、地域に根ざした活動を育み、広げていくための仕組みづくりが求められます。

今後も、行政区内での話し合いを通して意識を深め、地域住民が主体となって生活課題の解決へ取り組めるよう支援していきます。広く町全体の福祉の底上げを目指します。

基本目標Ⅱ 地域への関心を高め、地域福祉を支える人材を発掘、育成します。

地域の中で福祉課題の解決をしていくためには、自分たちの住む地域についてもっと興味を持ってもらい、福祉への関心を高めていく活動が重要となります。

このため、地域での行事や活動を支援するとともに、ボランティア養成講座等の充実を図り、地域や福祉にふれられる環境を整え、地域福祉活動を支えていく人材の発掘や養成の強化を図っていきます。

また子どもたちから福祉意識を醸成するために、町内小中学校への福祉教育の啓発を継続しつつ、地域福祉を学ぶ活動を進めます。

基本目標Ⅲ 社会福祉協議会活動や地域住民による取組を積極的に情報発信していきます。

地域住民に対して、福祉の中核を担う町社会福祉協議会が実施する活動や地域の支え合い活動の必要性について積極的に発信していきます。

あわせて、地域福祉活動にふれるきっかけとなるよう、地域の様々な取組を発信し、地域福祉活動への参加につなげていきます。

基本目標Ⅳ 福祉ニーズに対応したサービスを提供していきます

誰もが安心して暮らすためには、生活に困っている人をしっかり支える仕組みが必要です。そのためには、地域住民の福祉ニーズを的確に把握することが重要です。

暮らしを支えることが必要な人を把握し、サービスが適切に届けられるよう、相談体制の充実とともに、速やかに適切なサービスの提供を図り、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、福祉ニーズにあった行事の計画に努め、地域の中で気軽につどえる場を作り、それぞれのサービスを支える職員の専門性や資質の向上を図り、熱意と誠意をもった地域住民に愛される社会福祉協議会を目指します。

基本目標Ⅴ 防犯、防災など安全で住みよいまちづくりに取り組みます。

災害による被害を少しでも軽減するため、個人や地域において、自らの生命・財産や地域の暮らしを守るための取組を推進し、社会全体の防災力を向上させることが必要です。

行政や地域、各種団体などが行っている防災や減災、交通安全対策の取組を知り、地域の中でできることを地域住民と一緒に考えていくことが重要となります。

地域住民の防災、交通安全への意識を高めるために、行政や警察、地域と協働で取り組むことで、安全で住みよいまちづくりを推進します。

4 計画の体系

◆ 平成26年3月 活動計画の基本理念と目標及び計画 【活動計画の基本理念】

地域で互いに支え合い、安心して暮らせるまちづくり

◇基本目標Ⅰ

地域との関わりを強化し、地域で解決する仕組みづくりをすすめます。

- 〈計画〉
- ・地域を支える人材の支援
 - ・小地域ネットワークの強化

◇基本目標Ⅱ

住民の地域への関心を高め、地域福祉を支える人材を発掘・育成します。

- 〈計画〉
- ・ボランティア養成講座
 - ・子どもの福祉体験活動支援

◇基本目標Ⅲ

社会福祉協議会や地域住民による取組みの情報発信をします。

- 〈計画〉
- ・社協だよりの発行
 - ・地域活動の周知
 - ・事業パンフレット

◇基本目標Ⅳ

福祉ニーズに対応したサービスを提供します。

- 〈計画〉
- ・地域ニーズの把握
 - ・相談体制の充実

◇基本目標Ⅴ

防犯、防災など安全で住みよいまちづくりに取り組みます。

- 〈計画〉
- ・災害時要援護者避難支援計画への協力支援
 - ・自主防災組織と小地域ネットワークの連携強化



社会福祉協議会の基盤体制の整備

- ・社協福祉活動の現状把握
- ・今後予想される課題

第5章 アクションプラン

基本目標Ⅰ 地域とのかかわりを強化し、地域の課題を地域で解決する仕組みづくりをすすめます。

1. 地域を支える人材の支援

町全域とした嘱託員、民生委員・児童委員、福祉協力員、要介護支援サポーター、サービス提供事業者や医療機関など、身近な地域で活動を行っている関係機関や個人を対象に、研修会やセミナー、組織づくりなどの支援に取り組みます。

2. 小地域ネットワークの強化

小地域を単位として、地区社協や嘱託員、民生委員・児童委員、福祉協力員、シルバーヘルパー、地域の方々と福祉サービス提供事業者、医療機関など連携し、連絡網の整備や、必要に応じて連絡会を開催し、地域福祉活動につとめていきます。

基本目標Ⅱ 地域への関心を高め、地域福祉を支える人材を発掘、育成します。

1 ボランティア養成講座

町民の福祉意識を高めるために、種々のボランティアの団体名や活動内容を紹介し、関心を持ってもらえるよう、啓発をすすめます。

1) 各種ボランティア講座の開催

町内のボランティア団体や町外から講師を招いて、ボランティア活動に関する講座を開きます。希望するボランティアのジャンルなども選択できるよう配慮し、登録いただく町民を増やしていきます。

2) ボランティアセンターの機能強化

ボランティアを必要とする方とボランティア活動をしたい方を、それぞれ希望に合った活動が可能になるよう周知と活動情報を整理していきます。

登録者目標数	個人ボランティア 9名 → 20名
(平成 25 年→ 平成 30 年)	ボランティアグループ 21 団体 1051 名 → 30 団体 1300 名

3) 福祉協力員設置事業

嘱託員と民生委員の推薦により、福祉協力員を設置。民生委員と協力し、地区の高齢者のサロンや見守り、安否活動がなされている。地域福祉のリーダー育成として、研修を企画し、スキルアップも支援している。

登録者目標数 (平成25年→ 平成30年)	活動時間 4933時間 → 7000時間 福祉協力員 50名 → 85名
-----------------------------	---

2 子どもの福祉体験活動支援

1) ボランティアスクールの開催

小学生を対象に、ボランティアとはどういうものか、手話体験、車椅子体験、アイマスク体験、装具を着用しての疑似体験など体験学習を通じて学んでいきます。

全児童が参加できるように、関係団体との調整につとめます。

2) ワークキャンプの開催

中学・高校生は、実際に施設での介護実習を行い、ボランティアに対する理解と意識の向上を目指します。

基本目標Ⅲ

社会福祉協議会活動や地域住民による取組を積極的に情報発信していきます。

「社協便り」、「ポスター・チラシ」などの発行により、社協のさまざまな活動や福祉サービスの制度、地域住民の福祉活動内容について周知を図り、町民の福祉に関する関心度や福祉活動、ボランティア活動への参加意向を高めていきます。

住民アンケート による目標値 (平成25年→ 平成30年)	福祉関心度 58.3% → 70%、 ボランティア・NPO活動への参加意向率 52.3% → 70% 社協認知率 76.6% → 90% 社協活動内容認知率 19.8% → 50%
--	--

基本目標Ⅳ 福祉ニーズに対応したサービスを提供していきます。

1 地域ニーズへの対応

1) 小地域見守りネットワーク事業

小地域の福祉課題を地域住民がとらえ、地域で支援を必要とする方々を対象に、地域住民が主体となって行う安否確認などの見守り活動や交流活動を支援していきます。

目標数 (平成 25年→ 平成 30年)	見守り活動取組み地区 55 行政区 → 60 行政区 緊急安心カード設置地区 63 行政区 → 85 行政区
----------------------------	---

2) 地域サロン協力助成事業

高齢者の仲間づくりや社会参加を目的として、町内の小地域で住民自らが立ち上げられたサロンに対して支援を行っています。

登録目標数 (平成 25年→ 平成 30年)	72 行政区 66 サロン → 76 行政区 70 サロン
------------------------------	-------------------------------

3) 要援護者の実態把握事業

要援護者の現況把握を、社協活動の原点であるとの認識のもと、民生委員の協力を得て継続し、実施し、福祉活動に役立てていきます。

対象：在宅介護高齢者調査／低所得者調査／一人暮らし高齢者／高齢者世帯／ひとり親世帯

平成 25 年実績	一人世帯 605 人 高齢者のみ世帯 709 世帯 一人親世帯 178 世帯	要保護世帯 30 世帯 50 人 重度介護 59 人
-----------	--	-------------------------------

4) 配食サービス事業

町内 70 歳以上の食事の調理の困難な単身世帯、及び高齢者世帯の希望者に対して、毎週水曜日の夕食をシルバー人材センター、配食ボランティアによって利用者宅まで届けています。

高齢者の孤独感の解消と見守り態勢に努め、身体的・精神的な負担軽減を目的とし

ています。

平成25年実績	51回実施 1371食
---------	-------------

5) 権利擁護受託事業

認知症や知的障がい・精神障がいなど、判断能力や日常生活に不安がある方などに、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の援助を行うことにより、地域で安心して暮らせるようお手伝いをすすめていきます。

平成25年実績	6名
---------	----

6) 介護予防教室受託事業及び介護予防事業送迎サービス

65歳以上の介護保険未利用者について、住み慣れた地域でいきいきとした生活を続けられるよう、介護予防教室の運営し、要介護状態になることをできるだけ防いでいきます。また、遠距離居住者や体調不良者が参加できるよう送迎サービスを続けていきます。

平成25年実績	1次（元気クラブ）参加者数 延べ2,982人 2次（いきいきトレーニング教室）参加者数 延べ626人 1次・2次送迎サービス 延べ2,301人
---------	---

7) 車椅子無料貸し出し事業

必要とされる方に、短期間無料で貸し出しを行っていきます。

平成25年実績	26件
---------	-----

8) 赤い羽根共同募金、歳末助け合い活動

共同募金奉仕員や小・中学生、ボランティアの協力により集めた募金を、各種見舞金やボランティアスクール・ワークキャンプ、障がい者スポーツ大会の開催、ふれあい弁当などの資金として活用し、地域へ還元していきます。

2 相談体制の充実

福祉活動の中核を担う組織として、地域住民の様々な悩み事、相談事に対応していきます。町や関係団体、関係機関と連携していきます。

1) 心配ごと・法律相談所

毎月第3水曜日に、無料で専門家に相談をすることができる事業を実施しています。弁護士、行政相談委員、人権擁護委員を招へいし、幅広い相談に対応していきます。

平成25年実績	80件 108名
---------	----------

基本目標V 防犯、防災など安全で住みよいまちづくりに取り組みます。

1 災害時要援護者避難支援計画への協力支援

民生委員の協力のもと、要援護者の現況把握を行っています。また小地域見守りネットワーク事業として、地域住民の方や福祉協力員による安否確認も常時行っています。これらの活動を通して得た地域情報については、町や地域包括支援センターと連絡会議を開催し、日常的な協力関係を構築、継続していきます。

2 自主防災組織と小地域ネットワークの連携強化

各行政区で組織化された自主防災組織の活動を支援し、住民の福祉向上につなげていくために地区社協や嘱託員、民生委員・児童委員、福祉協力員、シルバーヘルパーなど地域福祉のリーダーとの連携強化を支援していきます。

第6章 御船町社会福祉協議会の基盤体制の整備

1 社協福祉活動の現状について

社協の事業は、住民の皆様から頂いた社協会費、香典返し等の寄付金、共同募金の地域配分金で事業が行われており、地域に還元しています。

現在、社協の会員数は一般会員 4,798 名、賛助会員 555 名、特別会員 12 名であり、加入者数、会費収入とも伸び悩んでいます。また、赤い羽根募金や歳末募金による地域配分金も平成 23 年度から同程度に推移しており、地域に還元できる資金は頭打ちの状況にあります。

今後は、高齢者の増加や福祉サービスの多様化が予想されますので、一層の会員増や募金活動の活発化が必要になってくる状況にあります。

2 今後、予想される課題

これからの福祉事業の新たな取り組みとして、具体的に以下の 4 点があげられ、当社協も取り組みが必要となってきます。

まず 1 点目として、医療・福祉予算額をなるべくおさえるために、在宅介護への移行が進み、地域内で介護をする世帯が増えると考えられます。またデイサービスの利用から地域サロンの利用に変更する方も増えてくると考えられます。

このため高齢者福祉に関する事業は、ますます増加すると考えられます。

2 点目として、近い将来、認知症等、判断能力の低下がある方の権利擁護のために国がすすめている市民後見人制度が実施される場合、当社協は市民後見人となる方への講習会の開催や専門職などによる相談等の支援を担うことになる予想されます。

3 点目として、平成 27 年 4 月より施行される「生活困窮者自立支援法」の自立相談支援事業において、就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等の事業に取り組む必要が生じてきます。

最後に、中山間地において路線バスが廃止、運行していない地区の高齢者は外出に苦労している現状があるため、解消に向けて取り組む必要があります。

以上のように、これまでの事業に加えて、新たな取り組みが社協には求められてきます。今後、その期待に応えられるよう職員の増員、資質の向上、組織運営の柔軟化、活動費の調達、町・他団体との密な連携構築など、基盤づくりが必要になります。